

令和2年石巻市議会第2回定例会議案一覧

1 条例議案（8件）

- (1) 第112号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例)
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例)

<制定理由>

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置（以下、条例議案中の理由及び内容等において「感染症等」と略して表記）の影響により一定程度収入の減少が見込まれる世帯の経済的負担軽減を図るため、条例を制定したもの。

<制定内容>

(新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例)

国民健康保険税の減免について、次表のとおり定めたもの。

1 減免の範囲及び減免割合

減免範囲	減免割合
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部
主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等に10分の3以上の減少が見込まれ、かつ令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下である世帯（合計所得金額のうち、減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円を超えるものを除く。） ○減免対象保険税額 $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B：減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得の合計額 C：当該世帯の令和元年中の合計所得金額 上記の表で算出した対象保険税額に、以下に示した区分ごとの令和元年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 (1) 令和元年中の合計所得金額が300万円以下であるとき (2) 令和元年中の合計所得金額が400万円以下であるとき (3) 令和元年中の合計所得金額が550万円以下であるとき (4) 令和元年中の合計所得金額が750万円以下であるとき (5) 令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき ※ 事業等の廃止や失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税額の全部を免除する。	全部 10分の8 10分の6 10分の4 10分の2

2 減免の適用期間

令和元年度分及び令和2年度分のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

(新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例)

介護保険料の減免について、次表のとおり定めたもの。

1 減免の範囲及び減免割合

減免範囲	減免割合				
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部				
<p>主たる生計維持者の令和2年中の事業収入等に10分の3以上の減少が見込まれる被保険者（合計所得金額のうち、減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）</p> <p>○減免対象保険料額</p> <table border="1" data-bbox="256 898 1214 1137"> <tr> <td data-bbox="256 898 1214 952">対象保険税額 = $A \times B / C$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 952 1214 1005">A：当該被保険者の保険料額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1005 1214 1099">B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1099 1214 1137">C：主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>上記の表で算出した保険料額に、下記に示した区分ごとの令和元年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 令和元年中の合計所得金額が200万円以下であるとき</p> <p>(2) 令和元年中の合計所得金額が200万円を超えるとき</p> <p>※ 事業等の廃止や失業の場合には、令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除する。</p>	対象保険税額 = $A \times B / C$	A：当該被保険者の保険料額	B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額	C：主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額	<p>全部</p> <p>10分の8</p>
対象保険税額 = $A \times B / C$					
A：当該被保険者の保険料額					
B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年中の所得額					
C：主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額					

2 減免の適用期間

令和元年度分及び令和2年度分のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

<公布の日から施行>

(2) 第113号議案 石巻市南浜マリーナ条例

<制定理由>

公共水域における秩序の維持、市民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資するため、「石巻市南浜マリーナ」を設置することから、本条例を制定するもの。

<制定内容>

設置、開場時間及び休業日、利用の許可、許可の制限、許可の取消し等、使用料、使用料の減免及び還付、入場の制限、出帰港の届出、出帰港の制限、行為の禁止、目的外利用等の禁止、原状回復の義務、損害賠償の義務、立入り等、措置命令、指定管理者による管理、委任及び過料について規定するもの。

また、附則において、施行期日、準備行為を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行。ただし、準備行為の規定は公布の日から施行>

(3) 第114号議案 石巻市市税条例の一部を改正する条例

(4) 第115号議案 石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例

<改正理由>

感染症等が社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、緊急に必要な税制上の措置を講じるための「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年4月30日に公布・施行されたことに伴い、各条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

(石巻市市税条例の一部を改正する条例)

○第1条 石巻市市税条例の一部改正

附則第10条

読替規定において、感染症等の影響に起因し、厳しい経営環境にある中小事業者等の事業用家屋及び償却資産並びに先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例についての引用条文を追加するもの。

附則第10条の2

先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物の課税標準の特例割合をゼロとする条文を加えるもの。

附則第15条の2

自家用軽自動車の環境性能割の税率の臨時的措置として賦課徴収の特例において、臨時的軽減措置として、1パーセント軽減する特定期間を半年間延長し、令和3年3月31日までとするため、条文を改めるもの。

附則第26条

「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等」として、地方税法における徴収の猶予制度の特例が制定されたことから、その申請手続における申請書の訂正等の期間について新たに規定を追加するもの。

○第2条 石巻市市税条例の一部改正

附則第10条及び第10条の2

法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

附則第27条

「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」として、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した場合の寄付金控除の適用について、新たに条文を追加するもの。

附則第28条

「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」として、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除の適用について、感染症等の影響による住宅建設の遅延等に対応するため、居住開始日を1年間延長し令和3年12月31日までとするため、条文を追加するもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日から施行>

(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

○第1条 石巻市都市計画税条例の一部改正

附則第19項

読替規定において、感染症等の影響に起因し、厳しい経営環境にある中小事業者等の事業用家屋に対する都市計画税の課税標準の特例についての引用条文を追加するもの。

○第2条 石巻市都市計画税条例の一部改正

附則第19項

読替規定において、法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

○附則

施行期日を規定するもの。

<第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日から施行>

—地方税法の主な改正内容—

1 徴収の猶予制度の特例

感染症等の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予

2 中小事業者等所有の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産、事業用家屋に係る固定資産税、事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロ

3 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、適用対象を拡充

4 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の6月延長

特例措置の適用期限を令和3年3月31日までに取得したものを対象

5 イベント中止等における主催者に対する払戻請求権放棄者への寄付金控除適用

6 住宅借入金等特別控除の適用期間の延長

(5) 第116号議案 石巻市手数料条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年5月31日に公布され、その一部の施行に伴い、マイナンバー通知カードが廃止されることから、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表

手数料を定める別表より、マイナンバー通知カードの再交付に係る手数料の項を削り、表を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行＞

(6) 第117号議案 石巻市かもめ学園条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

石巻市かもめ学園において指定管理者が行う業務に「保育所等訪問支援」を加え、既存の児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援との一体的な実施による総合的な障害児の養育や健全な育成等を図るため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

指定管理者による管理において、指定管理者が行う業務に「保育所等訪問支援」を加え、併せて条文を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜令和2年7月1日から施行＞

(7) 第118号議案 石巻市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

卸売市場における創意工夫を生かした取組促進及び流通の合理化と取引の適正を図るための「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」の一部が令和2年6月21日に施行され、また、卸売市場法の改正に伴い、「宮城県卸売市場条例」が本年6月21日に廃止されることから、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第1条

設置において、法改正に伴い、引用条項を改めるもの。

第4条

使用許可において、県条例の廃止に伴い、不許可の要件について新たに規定するとともに、条文の整理等を行うもの。

第5条

許可の取消し等において、第4条の改正に伴い、文言を追加するもの。

第6条

用途変更、転売の禁止において、文言を整理するもの。

第7条

使用料等において、電気、水道料等の使用者負担について、現状に合わせ新たに規定するほか、文言の整理を行うもの。

第10条及び第11条

市場の秩序の保持等及び損害賠償において、文言の整理を行うもの。

第12条

市場運営協議会において、県条例の廃止に伴い、市場の取扱品目等の協議会が市長に対し意見を述べることができる項目を新たに規定するもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

<公布の日から施行>

(8) 第119号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

<改正理由>

耐用年限を経過した市営住宅や、今後、耐用年限を迎える市営住宅の用途廃止に伴う入居者の移転について、移転前の家賃から移転後の家賃の激変緩和を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第37条

公営住宅の用途の廃止による普通市営住宅への入居の際の家賃の特例について、移転後の入居期間に応じた家賃の減額を新たに規定するほか、文言を改めるもの。

入居期間	減額内容
1年目から10年目	新住宅家賃と従前住宅家賃の差額
11年目から12年目	〃 × 5/6
13年目から14年目	〃 × 4/6
15年目から16年目	〃 × 3/6
17年目から18年目	〃 × 2/6
19年目から20年目	〃 × 1/6

附則

施行期日を規定するもの。

<令和2年7月1日から施行>

2 条例外議案（28件）

（1）第122号議案 財産の無償譲渡について

（2）第123号議案 財産の無償貸付けについて

<内 容>

民間活力により再園のための整備及び再園後の管理運営を行うこととした「石巻市雄勝森林公園」の施設を運営者に無償譲渡及び無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	譲渡（貸付）財産・面積等		譲渡（貸付）の相手方
第122号	譲渡財産	建物（旧林業振興センター（管理棟等）、コテージ、バーベキューハウス、トイレ、炊事場、畜舎、その他附帯設備及び備品一式）	石巻市雄勝町船越字石峰山1番地31 株式会社 大槻組 代表取締役
	所在地	石巻市雄勝町雄勝字原39番地	
	延床面積	626.93平方メートル	大槻敏也
	構造	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建てほか	
	評価額	10,943,627円相当額	
第123号	貸付財産	土地	
	所在地	石巻市雄勝町雄勝字原39番地及び43番地	
	面積	44,954平方メートル	
	貸付けの目的	森林公園運営用地	
	貸付けの期間	契約の日から10年間	

- (3) 第124号議案 財産の取得について
(コンサートグランドピアノ一式(その1))
- (4) 第125号議案 財産の取得について
(コンサートグランドピアノ一式(その2))

<内 容>

令和3年3月に供用開始予定の「石巻市複合文化施設」のホールに配置するコンサートグランドピアノを取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	取得財産・数量等	取得の相手方
第124号	取得財産 コン서트グランドピアノ一式(その1) 納入場所 石巻市開成1番地8 数量 (1) コン서트グランドピアノ 1台 (2) コン서트用ピアノ専用椅子 1脚 取得方法 随意契約 取得価格 金25,894,000円	仙台市青葉区北目町2番3号 有限会社ピアノテック仙台 取締役 西尾吉昭
第125号	取得財産 コン서트グランドピアノ一式(その2) 納入場所 石巻市開成1番地8 数量 (1) コン서트グランドピアノ 1台 (2) コン서트用ピアノ専用椅子 1脚 取得方法 随意契約 取得価格 金19,998,000円	石巻市中里二丁目1番3号 株式会社三立石巻店 店長 前田竜児

(5) 第126号議案 財産の取得について
(トラックイン消毒保管機)

(6) 第127号議案 財産の取得について
(立体浸漬槽^{しんせきそう}食器洗浄機)

<内 容>

経年により劣化した河北学校給食センター及び河南学校給食センターの備品を更新のため取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	取得財産・数量等		取得の相手方
第126号	取得財産 納入場所 数量 取得方法 取得価格	トラックイン消毒保管機 石巻市相野谷字今泉前28番地1 (河北学校給食センター) 4台(カート8台含む。) 指名競争入札 金20,636,000円	仙台市宮城野区扇町七丁目2番23号 日本調理機株式会社東北支店 支店長 松葉浩文
第127号	取得財産 納入場所 数量 取得方法 取得価格	立体浸漬槽食器洗浄機 石巻市広瀨字町北75番地1 (河南学校給食センター) 1機 指名競争入札 金48,983,000円	仙台市宮城野区扇町七丁目2番23号 日本調理機株式会社東北支店 支店長 松葉浩文

(7) 第128号議案 工事委託に関する年度協定の締結について(市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業(仮称)鎮守大橋橋梁整備工事に関する令和2年度協定)

<内 容>

平成27年度に宮城県と締結した「市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業(仮称)鎮守大橋橋梁整備工事に関する基本協定」に基づき、(仮称)鎮守大橋の整備促進を図るため、令和2年度における年度協定を締結するに当たり、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- ・協定名 市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業(仮称)鎮守大橋橋梁整備工事に関する令和2年度協定
- ・事業名 市道門脇町三・四丁目1号線道路改良事業(仮称)鎮守大橋橋梁整備工事
- ・年度協定額 金3,072,000,000円
- ・協定の相手方 宮城県知事 村井嘉浩

(8) 第129号議案 工事請負の契約締結について
(旧門脇小学校震災遺構整備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市門脇町四丁目103番2
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金654,717,800円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

(9) 第130号議案 工事請負の契約締結について
(屋敷浜猪落線道路改良(その3)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市渡波字屋敷浜ほか3字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金171,435,000円
- ・契約の相手方 石巻市大街道東一丁目4番18号
雁部建設株式会社
代表取締役 雁部孝

(10) 第131号議案 工事請負の契約締結について
(長面地区低平地整備(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市長面字江畑ほか地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金1,188,030,767円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

(11) 第132号議案 工事請負の契約締結について
(釜大街道線道路新設(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市門脇字元明神ほか3字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金302,636,400円
- ・契約の相手方 石巻市蛇田字新下前沼156番地の10
黒須産業株式会社
代表取締役 土井 博 道

(12) 第133号議案 工事請負の契約締結について
(鮎川浜地区捕鯨船前広場整備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市鮎川浜南地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金223,385,250円
- ・契約の相手方 石巻市三ツ股四丁目3番1号
株式会社グリーンシェルター石巻支店
支店長 黒川 裕 久

(13) 第134号議案 工事請負の契約締結について
(釜大街道線橋梁上部工新設(その2)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市門脇字元捨喰ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金343,068,000円
- ・契約の相手方 仙台市青葉区春日町10番12号
矢田工業株式会社仙台支店
支店長 石 塚 周

(14) 第135号議案 工事請負の契約締結について
(長面松原線ほか1路線道路災害復旧工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市長面字平六ほか4字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金241,711,602円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦

(15) 第136号議案 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
(石巻工業港運河線道路整備工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道西一丁目ほか2字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 変更前 金148,845,220円
変更後 金166,646,520円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦

(16) 第137号議案 工事請負契約の一部変更について
(渡波稲井線道路新設工事)

<内 容>

- ・請負者 鴻池組・丸本組・西武建設渡波稲井線道路新設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央二丁目9番27号
株式会社鴻池組東北支店
常務執行役員支店長 加 藤 康
- ・契約金額 変更前 金5,838,410,880円
変更後 金6,120,740,180円

(17) 第138号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市蛇田字新下沼76番地1
株式会社福永建設工業東北支店
支店長 清 時 政 也
- ・契約金額 変更前 金244,776,600円
変更後 金273,513,000円

(18) 第139号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線橋梁下部工新設(その1)工事)

<内 容>

- ・請負者 仙台市青葉区中央三丁目10番19号
東鉄工業株式会社東北支店
執行役員支店長 酒 井 敏 郎
- ・契約金額 変更前 金251,570,000円
変更後 金281,638,500円

(19) 第140号議案 工事請負契約の一部変更について
(〔仮称〕石巻市複合文化施設建設工事)

<内 容>

- ・請負者 大成建設・丸本組特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
大成建設株式会社東北支店
常務執行役員支店長 西岡 巖
- ・契約金額 変更前 金6,738,101,300円
変更後 金7,206,782,700円

(20) 第141号議案 工事請負契約の一部変更について
(23年災池ノ浜漁港災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 丸本組・西村組復旧・復興建設工事共同企業体
代表者
石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐藤 昌 良
- ・契約金額 変更前 金1,333,410,160円
変更後 金1,376,282,660円

(21) 第142号議案 工事請負契約の一部変更について
(23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その5)工事)

<内 容>

- ・請負者 東洋・佐藤・久本特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央二丁目9番27号
東洋建設株式会社東北支店
執行役員支店長 田 中 啓 之
- ・契約金額 変更前 金2,219,165,700円
変更後 金2,323,172,060円

(22) 第143号議案 工事請負契約の一部変更について
(湊川橋橋梁災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金531,763,812円
変更後 金480,625,920円

(23) 第144号議案 訴えの提起について

(24) 第145号議案 訴えの提起について

<内 容>

中瀬公園整備事業については、平成29年12月から用地取得を開始し、昨年度末までに全体53筆のうち36筆の買収を完了している。

残り17筆のうち石巻市中瀬4番23ほか4筆の土地及び石巻市中瀬5番6の土地については、長年にわたり本市が市道敷として使用していましたが、不動産登記記録等により現状を確認したところ、名義が本市に変更されていない土地であったことが判明した。

土地名義人等に対し所有権移転の協力を依頼しましたが、協力が得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を本市に変更する方法がない状況にある。

そのため、本市が市道認定された道路として20年以上占有していることを理由に、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を仙台地方裁判所石巻支部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○訴えの要旨

第144号議案

所有権移転登記手続請求の対象となる石巻市中瀬4番23ほか4筆の各土地は、長年にわたり市道敷として市が使用しているものの、不動産登記記録上の名義が市となっていない土地である。

市が市道として使用を開始した経緯は不明であり、また不動産登記記録上の名義人（法人）に対し、市への所有権移転登記の協力依頼を行ったが、廃業等の理由により了解を得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を市に変更する方法がない状況にある。

そこで、本市が本件土地を市道として20年以上占有していることを理由に、不動産登記記録上の名義人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

第145号議案

所有権移転登記手続請求の対象となる石巻市中瀬5番6の土地は、長年にわたり市道敷として市が使用しているものの、不動産登記記録上の名義が市となっていない土地である。

市が市道として使用を開始した経緯は不明であり、また不動産登記記録上の名義人の法定相続人らに対し、市への所有権移転登記の協力依頼を行ったが、相続問題等の理由了解を得られなかったことから、民事訴訟による以外に登記名義を市に変更する方法がない状況にある。

そこで、本市が本件土地を市道として20年以上占有していることを理由に、不動産登記記録上の名義人の法定相続人らに対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起するもの。

(25) 第146号議案 交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

<内 容>

昨年12月に発生した公用車による公務中の交通事故について、相手方との協議が調ったことから、和解及び損害賠償額の決定について議決を得ようとするもの。

事故の内容は、下水道建設課職員が中里方面から蛇田方面へ移動中、石巻市清水町二丁目65番地3地内の市道上において、赤信号で停止していた相手方の車両後部に追突したもので、市の過失割合を10割と認め、事故に係る物損損害として36万535円、治療費等の人的損害に対し79万2,578円、総額115万3,113円を支払うため、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

(26) 第147号議案 市道路線の認定について

(27) 第148号議案 市道路線の廃止について

(28) 第149号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの ・復興県道事業 (雄勝地区)	1 路線	1 0 2 . 5 5
	市の事業によるもの ・雄勝中心部地区拠点整備事業	2 路線	8 2 9 . 9 6
	計	3 路線	9 3 2 . 5 1
廃止	市の事業によるもの ・石巻南浜津波復興祈念公園整備事業	1 路線	△ 5 6 2 . 6 6
	・雄勝中心部地区拠点整備事業	9 路線	△ 5 7 3 . 5 0
	計	1 0 路線	△ 1 , 1 3 6 . 1 6
変更	市の事業によるもの ・雄勝中心部地区拠点整備事業	1 路線	△ 2 2 4 . 3 4
	計	1 路線	△ 2 2 4 . 3 4

令和2年石巻市議会第2回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（1件）

- (1) 第150号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて
(議員のうちから選任する者)

<理由>

議員のうちから選任されていた監査委員の安倍太郎氏から、令和2年6月4日付けで辞職願が提出されたことに伴い、その後任者として、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、渡辺拓朗氏を新たに選任しようとするもの。

令和2年石巻市議会第2回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第151号議案 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

＜制定理由＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による深刻な地域経済への影響を踏まえ、財政対策の一環として独自削減を行うため制定するもの。

＜制定内容＞

令和2年6月支給の市長の期末手当の50パーセント、副市長及び教育長の期末手当の20パーセントを減額するもの。

＜公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。＞

2 条例外議案（6件）

（1）第152号議案 財産の取得について

（小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ付軽積載車（石巻地区分））

（2）第153号議案 財産の取得について

（小型動力ポンプ付積載車（河南地区分及び桃生地区分））

＜内 容＞

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年劣化した消防団の小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ付軽積載車を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	取得財産・数量等	取得の相手方
第152号	取得財産 小型動力ポンプ付積載車及び小型動力ポンプ付軽積載車（石巻地区分） 納入場所 石巻市穀町14番1号（石巻市役所） 石巻市田代浜字仁斗田（仁斗田港） 数量 (1)小型動力ポンプ付積載車 2台 (2)小型動力ポンプ付軽積載車 1台 取得方法 指名競争入札 取得価格 金26,576,000円	石巻市鹿又字矢袋屋敷合25番地1 株式会社アオキ石巻営業所 所長 柿木重徳

第153号	取得財産	小型動力ポンプ付積載車（河南地区分及び桃生地区分）	石巻市清水町一丁目3番26-306号 株式会社共栄防災石巻営業所 所長 梶谷功一
	納入場所	石巻市前谷地字黒沢前7番地（河南総合支所） 石巻市桃生町中津山字江下10番地（桃生総合支所）	
	数量	小型動力ポンプ付積載車 2台	
	取得方法	指名競争入札	
	取得価格	金19,646,000円	

（3）第154号議案 工事請負の契約締結について
（石巻市一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事）

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市南境字大衡山地内
- ・ 契約の方法 随意契約
- ・ 契約金額 金6,930,000,000円
- ・ 契約の相手方 鹿島・遠藤興業石巻市一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区二日町1番27号
鹿島建設株式会社東北支店
常務執行役員支店長 勝 治 博

（4）第155号議案 工事請負の契約締結について
（石巻市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設等建設工事）

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市南境字大衡山地内
- ・ 契約の方法 随意契約
- ・ 契約金額 金1,782,000,000円
- ・ 契約の相手方 共和化工・角張工務店特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区立町1番3号
共和化工株式会社東北支店
支店長 大内康滋

(5) 第156号議案 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

<理由>

公平委員会委員（委員3名）のうち、森岡精一氏が本年7月14日をもって任期満了となることから、その後任者について慎重に選考したところ、

森岡精一氏を引き続き選任することとし、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

(6) 第157号議案 固定資産評価審査委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

<理由>

固定資産評価審査委員会委員（委員6名）の石川壽一氏、石堂紳一氏、加賀賢二氏、千葉義一氏、佐々木雄一郎氏、手島克彦氏が本年7月20日をもって任期満了となることから、その後任者について慎重に選考したところ、石川壽一氏、石堂紳一氏、加賀賢二氏、千葉義一氏を引き続き、今野金俊氏、佐藤浩幸氏を新たに選任することとし、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。